



新型コロナウイルス感染症における 類型変更後の高齢者施設への支援について

2023/5/26

神奈川県 健康医療局医療危機対策本部室

5類になって変わること

新型コロナウイルス感染症
高齢者福祉施設における対応の手引きP3（以下、手引き）

5/8月から
コロナ対応
どう変わる？



神奈川県では、動画
「**【新型コロナの5類移行】5月8日以降 どう変わる？**」を作成し、
公式YouTubeチャンネルで公開しております。
<https://www.youtube.com/watch?v=WvB3msrIBIE>



発熱診療等医療機関
に加えて



幅広い医療機関で
受診可能に



検査キットで
陽性



マスク着用
屋外へ買い物に



療養中に
体調が悪くなってきた
不安



受診 再診 を
ご検討ください
※行政のコールセンターもあります



発熱や体調不良で医療機関を受診するときは

まずは配置医や協力医療機関等に相談しましょう。

注意
受診の前に
電話してから



かかりつけ医や
近所の医療機関を
受診



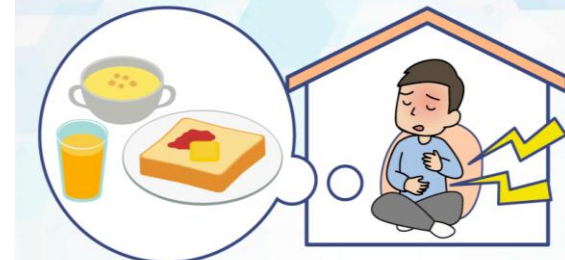
高額な
コロナ治療薬
抗ウイルス薬等
無料

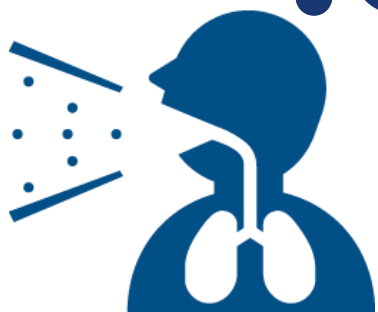


公共交通機関で受診
マスク着用



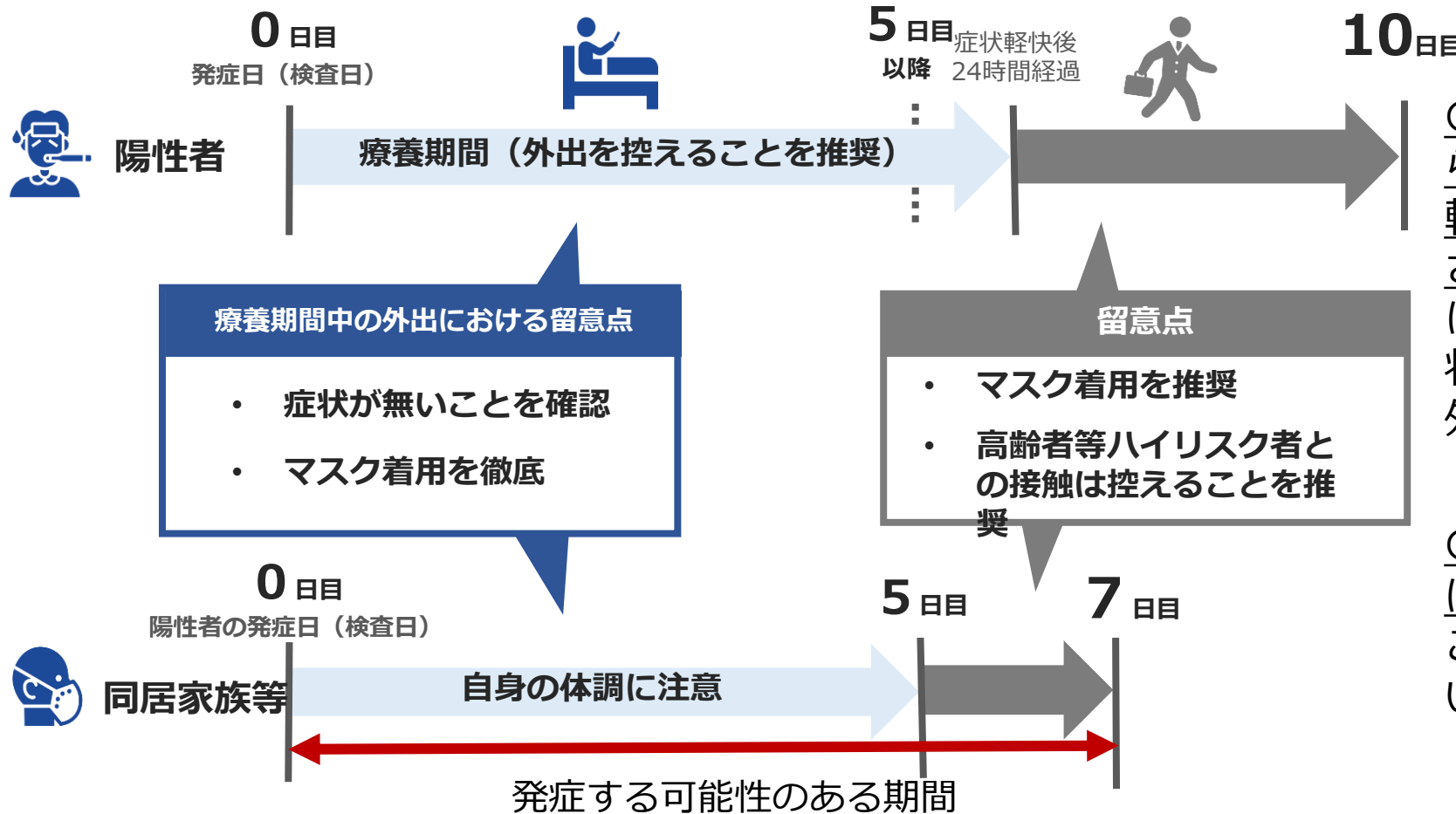
外出制限 なし





項目	～5/7	5/8～
検査	無料 (公費負担)	自己負担あり (保険診療)
診療	無料 (公費負担)	自己負担あり (保険診療)
コロナ抗ウイルス薬	無料 (公費負担)	無料 (公費負担)
解熱剤・鎮咳薬	無料 (公費負担)	自己負担あり (保険診療)
(入院) 治療費	無料 (公費負担)	自己負担あり (保険診療・最大2万円減額) ※高額療養費支給対象
(入院) 入院食料	無料 (公費負担)	自己負担あり (保険診療)
入院・転院時の 搬送費用	無料 (公費負担)	民間救急車等を利用した移動については 自己負担あり ※

※患者やご家族等にて移動手段を確保



○感染者の療養期間は、発症日から5日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまでが推奨されています。（発症日から5日目に症状が継続している場合は、症状が軽快後24時間経過するまでは外出を控え様子をみましょう。）

○発症から10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、高齢者施設に従事している方は、**10日間配慮が必要です。**

令和5年4月28日厚労省通知

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

こ成総第18号
こ支総第9号
健発0428第3号
生食発0428第8号
社援発0428第18号
障発0428第1号
老発0428第9号
令和5年4月28日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市長
保健所長
特別区区长 } 殿

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害福祉部長
厚生労働省老健局長
(公印省略)

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

社会福祉施設等において感染症等が発生した時の報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号)厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)によることとしていますが、今般、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、ご了解いただくとともに、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

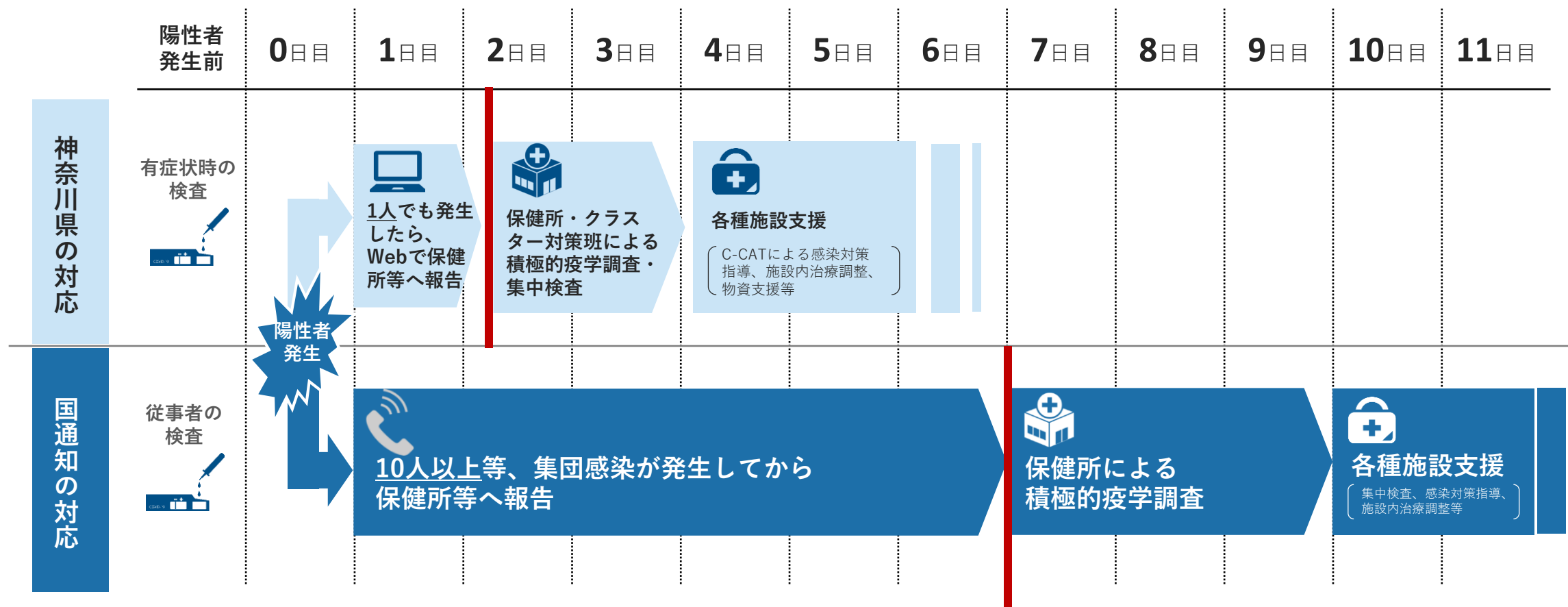
なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなったところで

- **社会福祉施設等の施設長**は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、支持を求めるなどの措置を講ずること。
- **報告を受けた保健所**においては、必要に応じて感染症法第15条に基づく**積極的疫学調査**又は**食品衛生法第58条**に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒の**まん延を防止するために必要な衛生上の指導を行う**とともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

報告要件

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる**死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生**した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が**10名以上又は全利用者の半数以上発生**した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に**施設長が報告を必要と認めた**場合

施設への介入スケジュール比較



集団発生報告後に、保健所が支援を行っても感染拡大防止は困難

➡ 引き続き、**1人でも発生したら** Webで保健福祉事務所等へ報告してください

クラスターカルテの活用で保健所との連携をスムーズに (日次報告Webフォーム)

自治体への発生報告

- 横浜市・川崎市・横須賀市・藤沢市内に所在する施設の報告基準等については、各区や各市の保健所へご相談ください。
- 県所管域、相模原市、茅ヶ崎市（寒川町含む）内に所在する施設は、施設内で**1人でも感染者が発生**したら、「日次報告webフォーム」に発生状況を入力してください。

（県所管域、相模原市、茅ヶ崎市は以下へ入力ください）

県所管域、
相模原市→



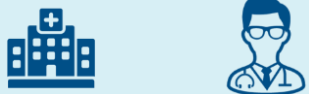
茅ヶ崎市→



- ① 報告義務は陽性者10人以上等だが、職員、入所者問わず **1人発生時から入力**
- ② 保健福祉事務所等は、高齢者施設レジストリと疫学調査を基に**感染拡大リスクのアセスメント**を行い、必要に応じ早期に介入（集中検査、感染対策指導、治療状況の確認等）
- ③ クラスター発生等で**協力医療機関による医療支援が難しい場合は、保健福祉事務所等で相談対応**

5月7日まで

協力医療機関等 配置医



入所者の健康管理

施設



保健福祉事務所等

- ・疫学調査
- ・健康観察
(コロナ陽性者)
- ・入院調整 等

物資

集中検査



治療調整



医療危機対策本部室



C-CAT

クラスター
対策班

感染対策指導等

5月8日以降

協力医療機関等 配置医



入所者の健康管理
(**コロナ陽性者**含む)

施設



集中検査



保健福祉事務所等

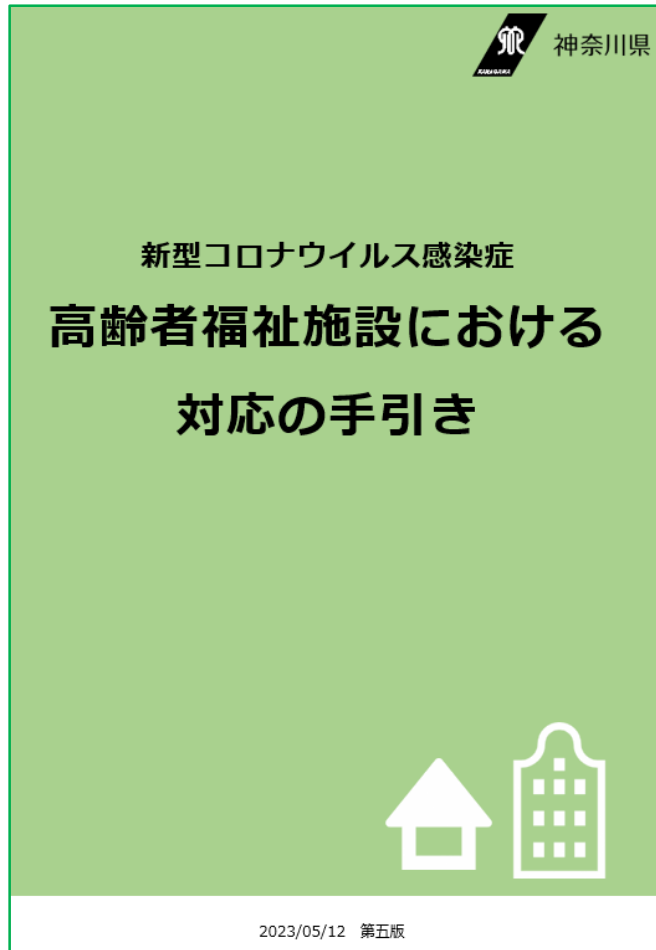


C-CAT

- ・疫学調査
- ・集中検査
- ・**感染対策指導**
- ・往診治療の相談 等

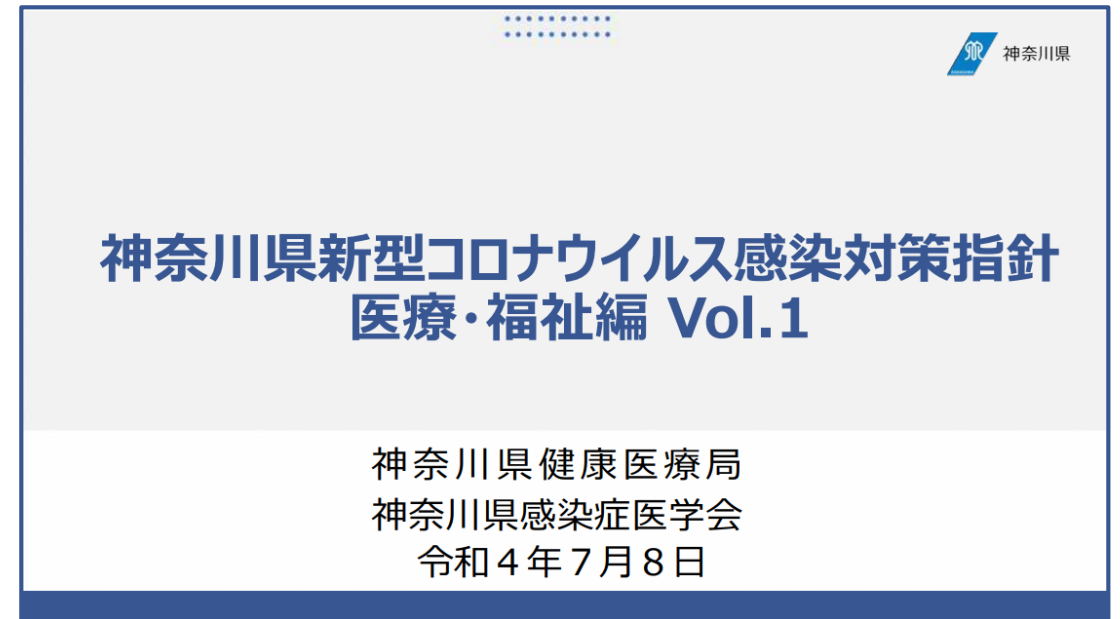
※コロナも含めて感染症全般に関する相談窓口は
保健福祉事務所等となります。

高齢者福祉施設における対応の手引き



<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/tebiki5.pdf>

感染症対策指針(医療・福祉編)



https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/20220708_guidelines.pdf